

amifa

We are smile producers!

第53期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2023年12月26日（火曜日）
午前10時

（受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）



開催場所

札の辻スクエア 11階 ホール小
東京都港区芝五丁目36番4号

（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご来場ください。）

目的事項

報告事項 第53期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の計算書類監査結果報告の件

決議事項 議 案
取締役（監査等委員である取締役を除く。）
4名選任の件

株式会社アミファ

証券コード 7800

自由なアイデアとピースフルなモノづくりで すぐ近くのワクワクを、ひとりひとりに。

創業50周年を機に、全社員の意見を集めパーパスを再定義しました。このパーパスを胸に
ステークホルダーの皆様へ、さらにご愛顧いただける企業を目指してまいります。

株主の皆様へ

創業50周年を迎えて



株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。当社の第53期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

1973年に創業した当社は、2023年におかげさまで創業50周年を迎えました。50年間成長することができたのは、日本中、さらに世界中の人々が日々の暮らしの中で笑顔になっていただける瞬間を増やしたい、という想いで掲げた「We are smile producers!」というミッションが、商品を通して皆様に認めていただいた賜物と厚く御礼申し上げます。

皆様におかれましては引き続き、より一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

代表取締役社長 藤井 愉三

証券コード 7800
2023年12月4日
(電子提供措置の開始日2023年12月1日)

株 主 各 位

東京都港区北青山二丁目13番5号
株 式 会 社 ア ミ フ ァ
代表取締役社長 藤 井 愉 三

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.amifa.co.jp/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年12月25日（月曜日）午後6時までにご到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2023年12月26日（火曜日）午前10時（受付開始時刻 午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都港区芝五丁目36番4号
札の辻スクエア 11階 ホール小
(開催場所が昨年と異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第53期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項
議 案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |

以 上

- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、法令、当社定款第15条第2項に基づき、電子提供措置事項から以下の事項を除いた書面を一律にお送りしております。
「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- 本招集ご通知は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、1ページに記載しております各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

■議決権行使についてのご案内

株主様におかれましては、「株主総会参考書類」をご検討の上、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

(1) 株主総会へのご出席

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

(2) 書面（郵送）による議決権行使

議決権行使期限 2023年12月25日（月曜日）午後6時まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

会社法の改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置事項については、1ページに記載のウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項の記載を含む書面をお送りしております。なお、電子提供措置事項のうち、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては法令、当社定款第15条第2項に基づき、書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面からも省略することとしておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、1ページに記載しております各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

株主総会参考書類

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除きます。以下、本議案において同じです。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、改めて取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、指名・報酬委員会の審議を経て候補者を選定しております。

取締役の候補者は以下の通りであります。

候補者番号	氏名	取締役会出席状況
1	ふじ 藤 井 ゆう 三 愉 三 再任	14回／14回（100%）
2	ふじ 藤 井 とし ゆき 俊 行 再任	13回／14回（93%）
3	みつ 三 井 なお み 直 美 再任	11回／11回（100%）
4	よね だ 米 田 こう 三 康 三 再任 社外取締役 独立役員	14回／14回（100%）

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 米田康三氏は社外取締役候補者であります。
3. 米田康三氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
4. 当社と米田康三氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令及び当社定款に定める限度額に限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、米田康三氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任された場合は、保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- ①補填の対象となる保険内容
被保険者である役員等が職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を補填するものです。ただし、故意又は重過失に起因する損害は当該保険により補填されません。
- ②保険料
保険料は全額会社が負担しております。

〔監査等委員会の取締役の指名・報酬に関する意見表明〕

監査等委員でない取締役の選任については、指名・報酬委員会に監査等委員である社外取締役1名が当該委員会の委員として出席して意見を述べることにより監査等委員会と指名・報酬委員会の連携を図り、監査等委員の全員が、指名・報酬委員会の議事内容を議事録によって確認するとともに、取締役候補者の選任の方針及び評価・選任プロセスを取締役会における指名・報酬委員会の報告内容及び質疑応答により確認し、監査等委員会として審議いたしました。

また、監査等委員でない取締役の報酬等についても、その報酬体系及び水準等の枠組み、具体的な報酬額の算定方法等について、同様な方法によって確認し、監査等委員会として審議いたしました。

この結果、監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任及び報酬等について会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論であります。

候補者番号

1



所有する当社株式の数
1,018,400株

ふじ い ゆうぞう

藤井 愉三

(1958年6月21日生)

再任

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年4月 当社入社
1991年3月 当社取締役
1995年2月 当社代表取締役社長 経営全般、監査室担当
2022年12月 当社代表取締役社長 経営全般、経理部担当、監査室担当（現任）

■取締役候補者とした理由

藤井愉三氏は、当社の取締役として培った経営全般及び業界に関する幅広い経験と知見・見識を有しており、当社の総合力を活かした成長・価値向上に貢献することができることから、引き続き取締役候補者といたしました。なお、同氏の保有株式数は、同氏の資産管理会社ウイステリア合同会社が所有する株式数を含めておりません。

候補者番号

2



所有する当社株式の数
178,400株

ふじ い としゆき

藤井 俊行

(1962年10月21日生)

再任

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年4月 当社入社
1991年3月 当社取締役
1995年2月 当社専務取締役 社長補佐、営業部門統括
2022年12月 当社専務取締役 社長補佐、経営企画室担当、営業部門統括（現任）

■取締役候補者とした理由

藤井俊行氏は、当社の取締役として培った経営全般及び業界に関する幅広い経験と知見・見識を有しており、当社の経営企画室、営業部門の体制強化及び効率化に貢献することを期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。なお、同氏の保有株式数は、同氏の資産管理会社レイクラム合同会社が所有する株式数を含めております。

候補者番号

3



所有する当社株式の数
520株

みつ い なお み

三井 直美

(1959年3月13日生)

再任

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985年4月 関澤法律事務所入社
2005年7月 株式会社バロックジャパンリミテッド入社
2020年9月 当社入社 管理部副部長
2021年10月 当社人事総務部長
2022年1月 当社執行役員人事総務部長
2022年12月 当社取締役人事総務部長（現任）

■取締役候補者とした理由

三井直美氏は、事業会社における人事総務に関する長年の経験と幅広い知見を有し、当社の人事制度の改革、システム化推進に貢献してきており、さらに経営人材の確保・育成に貢献することを期待できることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

4



所有する当社株式の数
15,000株

よね だ こうぞう

米田 康三

(1948年6月18日生)

再任

社外取締役

独立役員

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1972年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
2005年6月 平田機工株式会社代表取締役社長
2014年12月 当社社外取締役（現任）
2015年12月 スリーフィールズ合同会社代表社員（現任）
2016年11月 フォーライフ株式会社社外取締役（現任）

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

当社が米田康三氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関での長期にわたる業務経験と、会社経営者としての豊富な経験と知見を有しており、独立した立場から当社経営を適切に監督していただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。上記理由により、社外取締役として、その責務を適切に遂行できるものと判断しております。

(ご参考) 独立役員の独立性判断基準

当社が指定する独立社外取締役の独立性基準は、以下のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 実質的に当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主である法人等の業務執行者等（取締役、監査役、執行役員その他の使用人を言う。以下同じ。）でないこと。
- (2) 当社の取引先であって、当社の直近の3事業年度のいずれかにおいて、当社に対して、当社のその事業年度の売上高の5%を超える金額の支払いを行った法人等の業務執行者等でないこと。
- (3) 当社の取引先であって、当該取引先の直近の3事業年度のいずれかにおいて、当社から、当該取引先のその事業年度の売上高の10%を超える金額の支払いを受領した法人等の業務執行者でないこと。
- (4) 当社の借入先であって、当社の直近の3事業年度のいずれかにおいて、借入額が当社のその事業年度における総資産の10%を超える借入先の業務執行者等でないこと。
- (5) 当社の直近の3事業年度のいずれかにおいて、役員報酬以外に、年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、税務専門家、法律専門家などの専門的サービスを提供する者（個人）でないこと。
- (6) 当社の直近の3事業年度のいずれかにおいて、当社からの寄付又は助成金の合計額が、年間1,000万円又はその事業年度における当該組織の年間総収入の2%のいずれか大きい額を超える団体等に所属する者でないこと。

(ご参考) 議案が原案通り承認可決された場合、取締役・監査等委員の専門性と経験（スキル・マトリックス）は以下の通りとなります。

	氏名	企業経営	経理財務	人事労務	法務 リスクマネジメント 内部統制	ICT デジタル	生産・物流 品質・技術	営業 事業戦略 新規事業
取 締 役	藤井 愉三	●	●			●	●	●
	藤井 俊行			●	●	●		●
	三井 直美			●				
	米田 康三	●	●	●				
監 査 等 委 員	取 締 役 照沼 邦城				●			●
	山田 昭				●			
	佐藤 勝男				●			●

(注) 上記一覧表は、全ての専門性と経験を表すものではありません。

以上

事業報告

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響に対する行動制限もなくなり、最低賃金の改定等賃上げの広がりもあり、個人消費を中心に経済活動に回復の動きが見られましたが、一方で、急激な円安の進行や、ロシアのウクライナ侵攻の長期化によるエネルギー価格や原材料価格の上昇が続いており、諸物価の高騰の中、先行き不透明な状況で推移いたしました。

こうした環境下、ウィズ・コロナが日常となり、消費者の嗜好品ニーズが復活してきた中で、当社は消費者のニーズ、シーズを捉えた新商品、新企画に積極的に取り組み、大幅な増収を達成することができました。さらに円安、資源価格高騰等も踏まえ、物流費をはじめとして積極的な原価低減、生産性向上に努めました。しかし、これらの取り組みも、急激な円安により、損益面では厳しい状況となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高81億31百万円（前期比37.4%増）、営業利益は1億81百万円（前期比38.5%減）、経常利益は2億2百万円（前期比22.1%減）、当期純利益は1億47百万円（前期比33.6%減）となりました。

なお、当事業年度における当社のライフスタイル雑貨の商品群別累計売上高は、「ワンピース商品」が77億23百万円（前期比38.1%増）、「プチワンピース商品」が4億7百万円（前期比25.2%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中に実施した当社の設備投資の総額は62百万円であり、その主なものは、出荷業務用端末8百万円、PC、サーバー増設5百万円、オフィスのデスク等備品3百万円、出荷システム改修5百万円、営業関係システム再構築28百万円等であります。

③ 資金調達の状況

当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、運転資金は自己資金を基本としておりますが、当事業年度において売上の急拡大に伴う運転資金の増加に対応するため、当座貸越契約に基づく短期借入金を調達しており、当事業年度の末日における短期借入金残高は13億円となっております。また、現金及び現金同等物の残高は8億76百万円となっております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第50期 (2020年9月期)	第51期 (2021年9月期)	第52期 (2022年9月期)	第53期 (当事業年度) (2023年9月期)
売上高 (百万円)	4,785	4,677	5,919	8,131
経常利益 (百万円)	266	256	260	202
当期純利益 (百万円)	173	172	222	147
1株当たり当期純利益 (円)	53.81	53.51	68.65	46.89
総資産 (百万円)	2,938	2,944	3,084	4,409
純資産 (百万円)	2,155	2,289	2,472	2,392
1株当たり純資産 (円)	668.34	707.64	764.44	798.91

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第52期の期首から適用しており、第52期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 会社の企業理念等

◆企業理念

当社はライフスタイル雑貨の製造卸企業として、“We are smile producers!” を企業理念とし、以下の経営基本方針のもとに事業を展開しております。

- ①情熱あふれるアートや美しいデザインに触れる喜びを、身近な暮らしへご提供します。
- ②お客様が選び、組み合わせ、工夫し、オンリーワン作りを楽しめる商品をご提案します。
- ③夢中になれる幸せな時間、笑顔と感動をお届けし、世の中になくてはならない企業を目指します。

そして、着実な成長と発展を通じて、次の「目指す企業像」の実現を図ってまいります。

◆目指す企業像

- ①ライフスタイル雑貨の提案を軸として、お客様の何気ない日常に気軽な価格で、「ワクワク」と「笑顔」をお届けする会社でありたい。
- ②公正な経営判断と企業行動を通じて、全ての顧客・取引先・株主等ステークホルダーからの信頼に応え、責任を果たしていくことで、いつまでも社会で必要とされる会社でありたい。
- ③意欲ある者へは成長機会の提供を、貢献に対しては適切な処遇を実現し、そこに集う従業員個々人がやりがいと愛情を持ち、笑顔で働くことができる“smile working company”でありたい。

◆目標とする経営指標

当社は、持続的に成長することを目指し、その基盤となる付加価値率（売上総利益から販売費を控除した額の対売上高比）の向上に努めてまいります。また、株主還元を重視し、長期的に安定した配当の実施に努めてまいります。このため、株主資本利益率（ROE）及び配当性向を目標とする経営指標としております。

◆中長期的な会社の経営戦略

当社は、3年間の基本的な経営戦略を毎年見直し、策定しております。2023年10月20日に創業50周年となり、次の新たな50年に向けての成長戦略「GO NEXT 50」を策定し、売上高100億円の早期実現、さらには未来の300億円企業を目指してまいります。これからの3年間において、以下の重点戦略を引き続き維持・加速してまいります。

- ①ワンプライス（100円）商品の更なる強化とプチプライス（100円超）商品の拡大
- ②ICT（情報通信技術）の推進
- ③アミファの世界観を実現するプロフェッショナル集団への進化

(5) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は少子高齢化、人口減少社会の到来、ライフスタイルの多様化、サステナブル社会実現に向けた環境重視意識の高まり、DX（デジタルトランスフォーメーション）への対応等、変化のスピードが一段と加速し、企業には機敏な対応が強く求められてきています。

このような環境下、当社は2023年10月に創業50周年となり、創業から時代に合わせながら業容を変化、拡大させてきた中、特に、第52期、第53期は売上を大きく伸長させることができましたが、社会的責任を果たし、事業のさらなる発展、永続的な成長を図っていくために、当社は今後も以下の課題に取り組んでまいります。

①多様化する趣味嗜好に合わせたスピード感ある新商品開発

当社の販売するライフスタイル雑貨は、人々の身近な暮らしの中にアートやデザインをお届けすることで、楽しみや安らぎ、ワクワクする時間を提供するものです。SNSの利用が日常化し、「推し活」、「オタ活」など、趣味嗜好が多様化する中で、ライフスタイル雑貨に求められる価値も常に変化しています。こうした変化をいち早く捉え、環境への配慮、価格優位性も磨きながら、消費者の方々が高い付加価値の実感と大きな満足感を感じていただける新企画・新商品開発をスピード感を持って取り組んでまいります。

②ワンプライス商品の利益率向上とプチプライス商品の拡大

当社は、100円ショップで販売する小売価格100円の商品群をワンプライス商品、100円超で販売する高額商品群をプチプライス商品として区分し、それぞれ戦略を立てております。ワンプライス商品は企画力、デザイン力の高さが評価され、売上は引き続き好調ですが、円安に伴う輸入原価上昇を受けて利益率が減少しました。そのため、適正利潤確保を目指すため、商品内容、材料の見直しなどをさらに進めてまいります。プチプライス商品は、新たな販売チャネルへの営業努力と新商品カテゴリー開拓を並行して進めることで拡大を進めてまいります。

③サプライチェーンの強化

当社は、恒常的に品質の維持・向上を図り、低価格で良質な商品を提供し続けることが、得意先様の信頼と消費者の方々からのリピート率の向上につながるものと認識しており、品質管理体制の強化に一層努めてまいります。また、販売計画を大きく上回る需要があった場合、欠品による販売機会損失が生じます。そこで生産能力を一層強化することと併せて需要予測精度を高める取り組みを行い、安定した生産体制を目指してまいります。

④ICT（情報通信技術）の基盤強化

当社の総出荷数量は年間1億50百万個に及び、その種類も3千アイテム以上と多岐に渡り、商品の約95%を海外で生産しています。出荷能力向上とスピードアップが付加価値に直結するため、企画・製造・販売の各段階を遅滞なく効率的にハンドリングするためのICT基盤強化を行い、競争力の向上に努めてまいります。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進したことで、出社とリモートワークを組み合わせた勤務形態が平準化し、働き方改革も進みました。今後はAIの活用など新たなICT活用に取り組んでまいります。

(6) 主要な事業内容 (2023年9月30日現在)

当社の事業は「ライフスタイル雑貨事業」の単一セグメントであります。取扱商品群は以下の通りとしております。

事業部門	事業内容
ワンプライス商品事業	主に100円ショップ等の均一価格小売業向けのデザイン雑貨の製造・販売
プチプライス商品事業	主に100円超の価格帯の小売業向けのデザイン雑貨、個人向けeコマース商品、OEM商品の製造・販売

(7) 主要な営業所 (2023年9月30日現在)

本 社	東京都港区北青山二丁目13番5号 青山サンクレストビル 3階
-----	--------------------------------

(8) 使用人の状況 (2023年9月30日現在)

使用人数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
83名 (22名) 8名増 (2名増)	38歳3ヶ月	6年2ヶ月

- (注) 1. 使用人数は従業員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であり、契約、パート及び派遣社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社は「ライフスタイル雑貨事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(9) 主要な借入先の状況 (2023年9月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	500百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	400
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	400

(10) 企業統治体制について

当社は、企業統治体制の機関設計として監査等委員会設置会社を採用しており、社外取締役及び監査等委員を中心とした、取締役会の監督機能の強化及び意思決定の迅速化を図っております。

また、監査等委員でない取締役の指名及び報酬等の決定における透明性を確保する観点から、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会（以下の3名の委員により構成）を設置しております。

委員長	監査等委員でない社外取締役
委員	監査等委員である社外取締役
委員	代表取締役社長

(参考)

<コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方>

当社は、コンプライアンス重視の経営を掲げ、その運営を徹底することで、社会に対する責任を果たし、社会から信頼を得る企業であり続けたいと考えております。このため、会社の業務執行の公平性、透明性及び効率性を確保することを通じ、企業価値向上の実現を図り、全てのステークホルダーから評価をいただくことを目指しております。

この目的を継続して実現していくためには、コーポレート・ガバナンス体制を確立し、有効に機能させていくことが不可欠であると認識し、その強化を図っていく所存であります。

<コーポレート・ガバナンスに係る基本方針>

- ① 株主の権利を尊重し、株主の実質的な平等性の確保に努めます。
- ② 株主以外のステークホルダーの権利・立場を考慮し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- ③ 適切な会社情報の開示と透明性の確保に努めます。
- ④ 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督機能に努めます。
- ⑤ 株主との建設的な対話に努めます。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2023年9月30日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 12,800,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 3,235,000株 |
| (3) 株主数 | 7,725名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
ウィステリア合同会社	990,000株	33.06%
レイクラム合同会社	153,000	5.11
アミファ従業員持株会	69,828	2.33
小野寺美那子	42,400	1.42
野極和彦	40,000	1.34
藤井愉三	28,400	0.95
山下敬弘	27,000	0.90
藤井俊行	25,400	0.85
脇阪勉	22,900	0.76
吉田政功	20,000	0.67

(注) 当社は自己株式240,049株を保有しております。
また、持株比率につきましては、自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況
該当事項はありません。

(6) 資本政策の基本的な方針

当社は、安定的な収益力、効率的な投下資本の運用及び持続的な成長力を維持するため、株主資本利益率（ROE）を重要な経営目標として掲げております。また、株主の皆様に対する利益還元を最重要課題のひとつとして位置づけており、財務体質の強化と事業展開に必要な内部留保を勘案し、継続的に安定した配当を実施することを基本方針としております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権に関する状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 政策保有株式について

当社は、政策保有株式を保有しておりません。また今後も保有しない方針であります。

5. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2023年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤井 愉三	経営全般、経理部担当、監査室担当
専務取締役	藤井 俊行	社長補佐、経営企画室担当、営業部門統括
取締役	三井 直美	人事総務部長
取締役	米田 康三	スリーフィールズ合同会社 代表社員 フォーライフ株式会社 社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	照沼 邦城	—
取締役 (監査等委員)	山田 昭	スリーフィールズ合同会社 代表社員 ブラザー工業株式会社 社外監査役 King & Wood Mallesons法律事務所 顧問
取締役 (監査等委員)	佐藤 勝男	—

- (注) 1. 取締役米田康三氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）照沼邦城氏、山田昭氏及び佐藤勝男氏は社外取締役であります。
3. 取締役の米田康三、取締役（監査等委員）の照沼邦城、山田昭及び佐藤勝男の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 役員等賠償責任保険契約の概要
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により役員の職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を補填することとしております。ただし、故意又は重過失に起因する損害は当該保険により補填されません。当該保険契約の被保険者は取締役（監査等委員を含む）であり、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。
6. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報収集並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、照沼邦城氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 取締役会の実効性に関する評価

当社は、充実したコーポレート・ガバナンス体制の構築と中長期的な企業価値向上を目指し、取締役会の意思決定機能、経営監督機能の実効性を確認し改善するため、取締役会全体の実効性について毎年評価を行っております。

当事業年度においても全取締役（監査等委員を含む）にアンケートを実施し、その結果をもとに取締役会において、現状における取締役会の実効性、今後の課題等について議論いたしました。

評価項目、評価結果は以下の通りであります。

【評価項目】

- ・ 取締役会の構成（自己評価＋自由記述）
- ・ 取締役会の運営（自己評価＋自由記述）
- ・ 取締役会の議題（自己評価＋自由記述）
- ・ 取締役会を支える体制（自己評価＋自由記述）
- ・ その他自由記述

【評価結果】

取締役会においては、各取締役が専門分野に応じた発言や自由闊達で活発な議論を行い、議案の審議は適切に行われ、取締役会の意思決定機能、経営監督機能は相応に発揮されており、取締役会の実効性は十分に確保されているものと評価しております。

なお、中長期の企業戦略の議論の深化や取締役会資料の十分な検討時間の確保等の課題も認識しており、今後も取締役会全体の実効性をさらに高めるべく、必要な施策を適宜、検討・実行してまいります。

(3) 取締役のトレーニング

取締役を対象としたトレーニングは、各々の取締役が役割・責務を果たすために必要と考える知識の習得、確認、更新を目的とし、各々の取締役が自ら研鑽することを補完するものと認識しております。

当社は、新任社外役員に対し、就任前に当社事業説明や当社事業への理解を深める機会を提供しており、また全取締役を対象に、取締役会終了後等随時、経営に必要な時事テーマ等を取り上げ、関係部門よりレクチャーを受ける等でのトレーニングを実施しております。

(4) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分		員 数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	
				固定給	業績連動報酬
監査等委員でない 取締役	社内	4名	106	74	31
	社外	1名	6	6	—
監査等委員である 取締役	社外	3名	19	19	—
合 計 (うち、社外取締役)		8名 (4名)	133 (26)	101 (26)	31 (—)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2016年12月20日開催の第46期定時株主総会において、年額250百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役の員数は4名（うち社外取締役は1名）です。
また、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬は、指名・報酬委員会の答申に基づき、業績に連動した報酬体系となっております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年12月20日開催の第46期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は3名）です。

② 取締役の報酬等の算定方法に関する方針及び当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社は、2017年9月25日開催の取締役会において、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会決議に際しては、予め決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下の通りであります。

イ. 基本方針

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬決定にあたっては、次の事項を基本方針とし、固定給としての月額報酬、インセンティブ制度としての業績連動報酬より構成する。

- ・経営委任としての対価として適当であり、当社の成長と業績向上に結びつくものであること。
- ・会社業績に連動したものであること。
- ・株主に対し、説明責任を十分に果たすことが可能で透明性が確保されていること。

なお、監査等委員でない取締役（社外取締役）の報酬決定にあたっては、固定月額報酬としております。

ロ. 決定の手続き

監査等委員でない取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会にて決定しております。指名・報酬委員会では、各監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の業績への貢献度を評価し、定められた報酬基準に基づき報酬額の答申を行っております。

監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、職務内容や勤務形態等を勘案し、監査等委員の協議により決定しております。

③ 取締役の報酬制度の概要

イ. 役付である業務執行取締役の報酬

- ・役付である業務執行取締役については、基準となる基礎報酬額の60%を固定報酬、40%を業績連動報酬としております。
- ・業績連動報酬については、その30%を前事業年度予算の売上高達成率、70%を前事業年度予算の経常利益達成率により計算した額としております。

ロ. 役付でない業務執行取締役の報酬

- ・役付でない業務執行取締役については、基準となる基礎報酬額の80%を固定報酬、20%を業績連動報酬としております。
- ・業績連動報酬については、その30%を前事業年度予算の売上高達成率、70%を前事業年度予算の経常利益達成率により計算した額としております。

ハ. 業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬に係る業績指標は、前事業年度予算の売上高達成率及び前事業年度予算の経常利益達成率により計算しており、その前事業年度の各々の達成率は以下の通りであります。

- ・前事業年度予算の売上高達成率 : 116.1%
- ・前事業年度予算の経常利益達成率 : 106.1%

二. 監査等委員でない社外取締役の報酬

監査等委員でない社外取締役については、基本報酬（月額固定）のみで構成し、水準については国内企業の社外取締役の報酬水準等を考慮し、指名・報酬委員会の審議・答申により、取締役会で決定しております。

ホ. 監査等委員である社外取締役の報酬

監査等委員である社外取締役については、基本報酬（月額固定）のみで構成し、職務内容や勤務形態等を勘案し監査等委員の協議により決定しております。

ヘ. 最近事業年度の役員の報酬等の額の決定過程

最近事業年度の役員の報酬等の額の決定については、指名・報酬委員会を3回、取締役会を2回開催し、決定しております。

④ 当事業年度に係る監査等委員でない取締役の個人別報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度の監査等委員でない取締役の報酬額については、取締役の報酬制度の概要に記載の通り、固定報酬及び前事業年度予算の売上高達成率及び前事業年度予算の経常利益達成率に基づいた業績連動報酬について、指名・報酬委員会が算定した答申内容を取締役会で審議した結果、妥当と判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 社外役員以外の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役米田康三氏は、スリーフィールズ合同会社代表社員、フォーライフ株式会社社外取締役であります。各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
取締役（監査等委員）山田昭氏は、スリーフィールズ合同会社代表社員、ブラザー工業株式会社社外監査役及びKing & Wood Mallesons法律事務所顧問であります。各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 米田 康三	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席しました。主に上場企業を含む、多年に亘る企業経営者としての実績と知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また、指名・報酬委員会の委員長として、当該事業年度に開催された指名・報酬委員会7回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 (監査等委員) 照沼 邦城	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査等委員会20回のうち19回に出席しました。主に監査役としての経験に基づく知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また、常勤（選定）監査等委員として、当社の経理システムを含む業務全般につき監督・監査を実施し、選定監査等委員として行った事業及び財産の状況に関する調査の内容と結果について報告し、監査等委員会において適宜必要な発言を行いました。
取締役 (監査等委員) 山田 昭	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会20回のうち20回に出席しました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また、監査等委員として、当社の業務全般につき監督し、監査等委員会において選定監査等委員より受けた報告について質問や確認をし、適宜必要な発言を行いました。また、指名・報酬委員会の委員として、当該事業年度に開催された指名・報酬委員会7回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員) 佐藤 勝男	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会20回のうち20回に出席しました。主に上場企業監査役の経験に基づく知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また、監査等委員として、当社の業務全般につき監督し、監査等委員会において選定監査等委員より受けた報告について質問や確認をし、適宜必要な発言を行いました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

6. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬額等について監査等委員会が同意した理由

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	24百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額は合計で記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬等の同意にあたっては、監査等委員会が定めた同意基準に従い、会計監査人から当事業年度の監査の体制、監査計画及びその計画の前提となる財務報告リスクの認識及び監査重点項目、監査時間及び報酬等の見積もりの内容について説明を受けるとともに、取締役と会計監査人の交渉の状況及びその評価について取締役及び会計監査人の両方から報告を受け、取締役と会計監査人が合意した報酬等が相当かどうかについて検討を行いました。
本検討にあたっては、会計監査人が実施した前年の会社法監査及び金融商品取引法監査の実績及び監査時間等も参考にいたしました。
以上の検討の結果、監査等委員会は会計監査人の報酬額は相当であると判断したものであります。

(3) 対価を支払っている非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すること等により当社の計算関係書類の監査に重大な支障が生じる恐れがあると認める場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告します。

監査等委員会は、会計監査人の独立性、専門性及び職務遂行体制等について毎年評価を行い、当該事項が当社の計算関係書類及び財務諸表の監査をするのに不十分であると判断したとき、又は、会計監査人を変更することにより当社にとってより適切な監査が可能であると判断したときは、監査等委員会はその決議によって、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

7. 剰余金等の配当の決定に関する方針

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして認識しております。利益還元につきましては、将来の事業展開と経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としており、配当性向30%を目標として取り組んでまいります。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって決定することができる旨を定款に定めております。また、期末配当の基準日は毎年9月30日、中間配当の基準日は毎年3月31日とし、この他、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

なお、当社が展開するビジネスの特性上、利益が上期集中型となっており、通期業績をもって配当方針に沿った配当金額を決定すべく、年1回の期末配当にて剰余金の配当を行うことを基本としております。

また、第53期事業年度の剰余金の配当につきましては、上記の方針に基づき、当期の業績及び今後の事業展開に向けた投資等を勘案し、1株当たり24円とすることを2023年11月14日開催の取締役会において決定いたしました。

なお、配当金支払日は2023年12月5日を予定しております。

内部留保資金につきましては、ICT投資及び新商品の企画・開発等に充当し、企業基盤強化のため、有効に活用していく考えであります。

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,239,850	流動負債	1,728,526
現金及び預金	876,207	買掛金	63,590
受取手形	2,756	短期借入金	1,300,000
電子記録債権	3,060	未払金	285,315
売掛金	717,168	未払費用	14,708
棚卸資産	2,428,371	未払法人税等	35,590
前渡金	30,910	預り金	11,175
前払費用	37,440	賞与引当金	18,044
その他	143,934	その他	101
固定資産	169,278	固定負債	287,897
有形固定資産	44,200	退職給付引当金	33,562
建物附属設備	15,599	役員長期未払金	254,335
車両運搬具	0	負債合計	2,016,424
工具、器具及び備品	28,601	(純資産の部)	
無形固定資産	68,418	株主資本	2,344,967
ソフトウェア	31,421	資本金	37,220
ソフトウェア仮勘定	34,433	資本剰余金	273,468
商標権	2,274	資本準備金	5,220
その他	288	その他資本剰余金	268,248
投資その他の資産	56,659	利益剰余金	2,191,510
敷金	50,041	利益準備金	8,000
繰延税金資産	6,061	その他利益剰余金	2,183,510
長期前払費用	556	別途積立金	400,000
資産合計	4,409,129	繰越利益剰余金	1,783,510
		自己株式	△157,231
		評価・換算差額等	47,737
		繰延ヘッジ損益	47,737
		純資産合計	2,392,704
		負債純資産合計	4,409,129

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,131,382
売上原価	
当期首商品棚卸高	1,014,249
当期末商品仕入高	6,402,335
合 計	7,416,585
期末商品棚卸高	1,986,566
売上総利益	5,430,019
販売費及び一般管理費	2,701,363
営業利益	2,519,767
営業外収益	181,596
受取利息	4
為替差益	21,173
固定資産売却益	1,382
受取補償金	1,649
その他の	440
	24,650
営業外費用	
支払利息	2,508
固定資産除却損	500
自己株式取得費用	333
その他の	174
	3,518
経常利益	202,728
税引前当期純利益	202,728
法人税、住民税及び事業税	55,257
法人税等調整額	34
当期純利益	147,436

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月14日

株式会社アミファ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 前田 啓

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 植草 寛

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アミファの2022年10月1日から2023年9月30日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査の方針・計画、職務の分担等を定め、コンプライアンス、中期経営計画の推進、利益管理、株式公開会社としての体制の充実等について重点監査項目を設定し、会社の内部監査部門及び管理部門と連携の上、以下の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、会社の報告・連絡、決裁に係るシステムを閲覧し、必要に応じて、説明を求めて意見を表明するとともに、本社及び外部の商品倉庫において業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 会社の内部統制に係る体制（会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる体制）に関する取締役会決議の内容が相当であるかどうか確認すると共に、当該体制の構築・運用の状況について取締役及び使用人から報告を受け、必要と認める調査を行い、体制の改善のための意見を表明しました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認められます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認められます。内部統制システムの構築・運用については必要な見直しと改善が図られており、取締役の職務の執行について指摘すべき事項は認められません。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容は適切であると認められます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果の相当性について特に指摘すべき事項は認められません。

2023年11月14日

株式会社アミファ 監査等委員会

常勤監査等委員 照沼 邦城 ㊟

監査等委員 山田 昭 ㊟

監査等委員 佐藤 勝男 ㊟

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

■ amifaの事業内容 ■

ワンプライス商品事業

当社では100円ショップ向けの希望小売価格100円の商品をワンプライス商品と呼び、売上の9割以上を占めています。100円ショップの市場規模は年々拡大を続け、2023年度には1兆円を越す見込みです。当社は文具、インテリア、ライフスタイル、キッチン、クラフトなどのカテゴリーの商品を常時約3千種類販売しています。2023年9月期は、文具では「エレガントで落ち着いた大人文具」、「JR東日本のライセンス企画」がヒットしました。インテリアではクッションカバーやミニカーテンなどのファブリック製品へ進出、ライフスタイルでは当社初となるパーティグッズやペット用品を発売しました。また、クラフトでは推し活支援グッズや人形を自作できるパーツを拡充し、大変ご好評をいただきました。円安、資源高という厳しい外部環境の中でも、消費者が本当に欲しい価値は何かを追求し、創意工夫した商品で今後も事業を拡大させてまいります。



プチプライス商品事業

100円を超える希望小売価格帯をプチプライス商品と呼び、「フルール」、「OEM」、「一般小売商品」の3つのチャンネルで販売しています。「フルール」は、プリザーブドフラワーや花器など、当社オリジナル開発商品を直接海外で製造し、全国の花関連業者様へダイレクトにオンライン販売しています。「OEM」分野は、大手量販店、食品メーカーなどの取引先へ包装資材、販売促進用品などを受注生産しています。ワンプライス商品や、フルール分野で培ったノウハウとデザイン力を強みとしています。「一般小売商品」分野は、希望小売価格200円～数百円の商品群です。一部の100円ショップが100円を超える価格の商品を拡充していることに対応した結果、小売価格500円のデジタル計量スプーンがヒットするなど、プチプライス商品の拡充を図りました。今後も着実に成長させるべく注力してまいります。



株主総会会場ご案内図

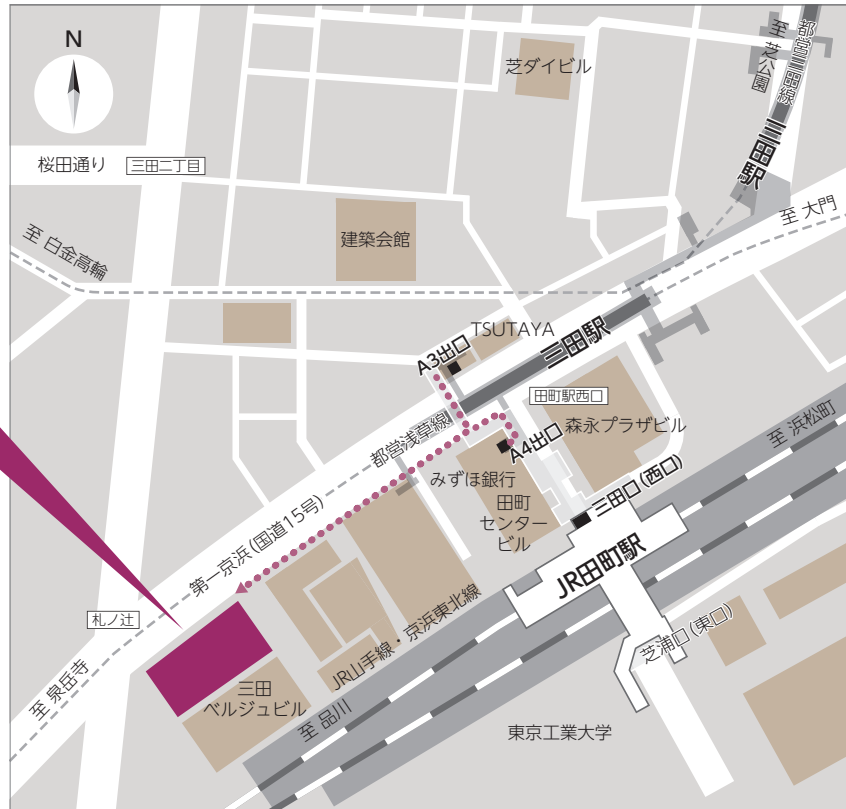
会場

札の辻スクエア 11階 ホール小
東京都港区芝五丁目36番4号

交通

JR田町駅三田口（西口）徒歩4分
都営地下鉄三田線・浅草線三田駅A3出口
徒歩4分又はA4出口徒歩3分

札の辻スクエア



当社のウェブサイトでは株主・投資家の皆様に対して、
企業情報や財務情報をはじめとして、様々な情報を開示しております。
当社をよりご理解いただくためにも、ぜひ一度ご覧ください。

<https://www.amifa.co.jp>

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。